

## 安曇野市自治基本条例制定に係る市民会議等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市自治基本条例案（以下「自治基本条例案」という。）の制定に向け、市民、学識経験者、市職員その他多様な立場の視点から多角的に検討することにより、協働のまちづくりの理念を実現する自治基本条例案を作成するため必要な組織（以下「会議等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する会議等の名称)

第2条 前条の目的を達成するため設置する会議等の名称、所掌事務、委員の定数、設置する役員、役員の選任方法等は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が完了した日までとする。

(役員)

第5条 第2条に規定する会議等に、それぞれ別表に掲げる役員を置く。

- 2 会議等の長たる委員（以下「会長等」という。）は、当該会議等を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長、副委員長その他の会長に準じる委員は、会長等を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議等は、会長等が招集する。

- 2 会議等は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(情報の公開等)

第7条 会議等の議事は原則として公表する。

- 2 前項の公表は、ホームページへの掲載その他の広報媒体を利用する方法によるものとする。
- 3 第1項の公表を行った場合において、会議等の議事に関する意見があったときは、その内容を会議等において検討するものとする。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、会長等が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年10月2日から施行する。

(安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 安曇野市自治基本条例検討委員会設置要綱(平成27年安曇野市告示第64号)は、廃止する。

別表（第2条、第4条関係）

名称	所掌事務	委員の定員	委員の資格	設置する役員	役員の方法	備考
安曇野市自治基本条例制定市民会議	自治基本条例案の内容並びに条文案の文言及び構成に関する事項について研究及び検討を行い、その経過及び結果を市長に報告すること。	20人以内	(1) 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ（自治基本条例の基本的なあり方について、市民が参加して検討する組織をいう。）の委員（市長が指名する市職員を除く。）のうち、趣旨に賛同する者 (2) 市長が必要と認める者	会長及び副会長	互選	(1) 委員のほか、アドバイザーを置くものとする。 (2) 全体会議のほか、ワークショップを行うことができる。
安曇野市自治基本条例検討委員会	自治基本条例条例案に規定すべき項目、内容等について検討し、市長に報告すること	5人以内	(1) 識見を有する者 (2) 安曇野市区長会を構成する区の区長であって、同会の推薦を受けたもの (3) 市職員 (4) その他市長が適当と認める者	委員長及び副委員長	委員長にあっては市長が指名する委員を、副委員長にあっては委員長が指名する委員をもって充てる。	